

発注事務の運用に関する指針 改正骨子(原案) 説明資料

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の方向性(案)

運用指針とは: 品確法第24条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて国が作成

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

- 週休2日の質の向上
- 施工時期、履行期間の平準化に係る関係部局連携
- スライド条項の設定と基準の作成(工事)
- 学校と民間事業者間の連携の促進等(国・地方公共団体)
- 国民の関心と理解を深めるための広報活動(国・地方公共団体)

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

- 地域の実情を踏まえ、担い手の育成・確保に資するよう競争参加資格等を設定
- 技術力ある企業と地域企業との連携による技術普及
- 受注者になろうとする者が極めて限られている場合における競争が存在しないことの確認による契約方式(参加者確認型随意契約方式)の活用

(災害対応)

- 公共工事の目的物の整備、管理等に豊富な経験、知識を有する者による被災状況の迅速な把握等
- 技術力ある企業と地域企業のJVを活用した迅速な復旧復興
- 災害協定に基づく工事における労災保険契約の保険料の予定価格への反映

3. 新技術の活用等による生産性向上

- 情報通信技術を活用したデータの適切な引継ぎ
- 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化等の要素も考慮した総合的に価値が最も高い資材等の採用
- 技術開発の推進(国)
- 研究開発を委託する際の知的財産権への配慮(国)

4. 公共工事の発注体制の強化

- 維持管理を広域的に行う連携体制の構築
- 地方公共団体を支援するための講習会等の開催(国・都道府県)
- 発注関係事務の適切な実施に係る発注者への助言(国)

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正骨子案の概要（1／4）

★改正のポイント★

品確法の改正を踏まえ、下記のポイントを中心に、近年の取組状況を鑑みて改正骨子案を作成

- ・担い手の確保のための働き方改革・処遇改善
- ・新技術の活用等による生産性向上

- ・地域建設業等の維持に向けた環境整備
- ・公共工事の発注体制の強化

（現行（R2.1改正）運用指針）

（今回改正骨子案）

（改正事項）

I. 本指針の位置付け

II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項

1 工事

- 1-1 工事発注準備段階
- 1-2 工事入札契約段階
- 1-3 工事施工段階
- 1-4 工事完成後
- 1-5 その他

1 工事

- 1-1 工事発注準備段階
- 1-2 工事入札契約段階
- 1-3 工事施工段階
- 1-4 工事完成後
- 1-5 その他

2 測量、調査及び設計

- 2-1 業務発注準備段階
- 2-2 業務入札契約段階
- 2-3 業務履行段階
- 2-4 業務完了後
- 2-5 その他

2 測量、調査及び設計

- 2-1 業務発注準備段階
- 2-2 業務入札契約段階
- 2-3 業務履行段階
- 2-4 業務完了後
- 2-5 その他

3 発注体制の強化等

- 3-1 発注体制の整備等
- 3-2 発注者間の連携強化

3 発注体制の強化等

- 3-1 発注体制の整備等
- 3-2 発注者間の連携強化

担い手確保のための働き方改革・処遇改善

- 週休2日の質の向上
- 施工時期の平準化に係る関係部局連携
- スライド条項の設定と基準の作成

地域建設業等の維持に向けた環境整備

- 地域の実情を踏まえ、担い手の育成・確保に資するよう競争参加資格等を設定
- 技術力ある企業と地域企業との連携による技術普及

公共工事の発注体制の強化

- 維持管理を広域的に行う連携体制の構築

担い手確保のための働き方改革・処遇改善

- 履行期間の平準化に係る関係部局連携
- ### 地域建設業等の維持に向けた環境整備
- 地域の実情を踏まえ、担い手の育成・確保に資するよう競争参加資格等を設定

公共工事の発注体制の強化

- 国・都道府県による地方公共団体を支援するための講習会等の開催

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正骨子案の概要（2／4）

（現行（R2.1改正）運用指針）

（今回改正骨子案）

（改正事項）

Ⅲ. 災害時における対応

1 工事

- 1-1 災害時における入札契約方式の選定
- 1-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置
 - (1) 確実な施工確保、不調・不落対策
 - (2) 発注関係事務の効率化
 - (3) 災害復旧・復興工事の担い手の確保
 - (4) 迅速な事業執行
 - (5) 早期の災害復旧・復興に向けた取組

2 測量、調査及び設計

- 2-1 災害時における入札契約方式の選定
- 2-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置
 - (1) 確実な履行確保、不調・不落対策
 - (2) 発注関係事務の効率化
 - (3) 迅速な事業執行
 - (4) 早期の復旧・復興に向けた取組

3 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

1 工事

- 1-1 災害時における入札契約方式の選定
- 1-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置
 - (1) 確実な施工確保、不調・不落対策
 - (2) 発注関係事務の効率化
 - (3) 災害復旧・復興工事の担い手の確保
 - (4) 迅速な事業執行
 - (5) 早期の災害復旧・復興に向けた取組

2 測量、調査及び設計

- 2-1 災害時における入札契約方式の選定
- 2-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置
 - (1) 確実な履行確保、不調・不落対策
 - (2) 発注関係事務の効率化
 - (3) 迅速な事業執行
 - (4) 早期の**災害**復旧・復興に向けた取組

3 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

災害対応力の強化

- 公共工事の目的物の整備、管理等に豊富な経験、知識を有する者による被災状況の迅速な把握等
- 技術力ある企業と地域企業のJVを活用した迅速な復旧復興
- 災害協定に基づく工事における労災保険契約等の保険料の予定価格への反映

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正骨子案の概要(3／4)

(現行(R2.1改正)運用指針)

(今回改正骨子案)

(改正事項)

IV. 多様な入札契約方式の選択・活用

1 工事

- 1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
- 1-2 工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

1 工事

- 1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
- 1-2 **公共**工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

地域建設業等の維持に向けた環境整備
○参加者確認型随意契約方式(※)
の活用

2 測量、調査及び設計

- 2-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
- 2-2 業務成果の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

2 測量、調査及び設計

- 2-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
- 2-2 業務成果の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

地域建設業等の維持に向けた環境整備
○参加者確認型随意契約方式(※)
の活用

(※) 地域において受注者になろうとする者が極めて限られている公共工事等について、公募により競争が存在しないことを確認した上で、随意契約を行う方式。

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正骨子案の概要(4／4)

(現行(R2.1改正)運用指針)

(今回改正骨子案)

(改正事項)

V. 技術開発の推進及び新技術等の活用

(新規)

新技術の活用等による生産性向上

- 国による技術開発の推進
- 研究開発を委託する際の知的財産権への配慮
- 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化等の要素も考慮した総合的に価値が最も高い資材等の採用

VI. その他配慮すべき事項

- 1 受注者等の責務
- 2 その他

- 1 受注者等の責務
- 2 中長期的な担い手確保に向けた取組
- 3 その他

災害対応力の強化

- (受注者)
 - ・災害協定に基づく工事における労災保険契約等の締結

担い手確保のための働き方改革・処遇改善

- (国・地方公共団体)
 - ・学校と民間事業者間の連携の促進等
 - ・国民の関心と理解のための広報活動

公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成十七年法律第十八号、最終改正:令和六年法律第五十四号)(抄)

(発注関係事務の運用に関する指針)

第二十四条 国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事等の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。